

学内LAN利用誓約

利用に際しては、
下記「注意事項」、「ネットワークシステム利用内規」、
「ソーシャルメディア利用のためのガイドライン」、
「SNS投稿するときに気をつけたいこと！」
および「リンク集」を十分確認し、遵守することを誓います。

■ 注意事項:

- ・ ウイルス対策をしていないパソコンの接続は許可できません。・ 当該申請書の有効期限は在学中とします。
- ・ 接続対象者は、学生（学部生、院生）及び、教職員とセンター長が許可した者 のみとなります。
- ・ 学生（学部生、院生）の申請には申請者本人の署名が必要です。
- ・ 利用上問題が生じた場合申請者に対して責任が生じますのでご注意ください。
- ・ パソコンのOSやネットワークカードの種類によっては、無線LANに接続できないことがあります。
- ・ 機種変更の場合、登録内容更新が必要です、ご注意下さい。

「ネットワークシステム利用内規」（抜粋）

（ネットの利用者の責任）

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項に関して、責任を負わなければならない。

- (1)利用者がネット上で行う通信内容
- (2)利用者がネットで提供するサービス及びその情報
- (3)利用者がネットを利用することにより生じた損害及び障害
- (4)利用者個人に属する資源の保全
- (5)自己のID・パスワードの適切な管理

（ネットの利用上の禁止事項）

第8条 ネットの利用にあたっては、次の各号の行為を禁止する。

- (1)他人のIDを使用したり、自己のIDを他人に使用させる行為
- (2)パスワードを第三者に開示する行為
- (3)公序良俗に反する行為
- (4)第三者に対する誹謗、中傷及び第三者のプライバシー侵害など人権を侵す行為
- (5)第三者の著作権及び特許権等の知的財産権を侵害する行為
- (6)ウイルス、ワームなど情報機器及び情報資源を破壊するプログラムの使用及びこれを配布する行為
- (7)ネットワークシステムへ不正に侵入する行為または不正に侵入することを目的としたプログラムを作成及びこれを配布する行為
- (8)許可されていない情報資源を閲覧、修正及び配布する行為
- (9)ネット及びこれに接続する他のネットワークシステムの正常な維持、運用を妨げる行為
- (10)営利の目的で使用する行為
- (11)その他第三者に損害または不利益を与える行為

（ネットの利用の制限等）

第9条 センターは、前条に定める禁止行為が発生もしくは発生する恐れがある場合、これを調査することができる。

2 センター長は、前項の調査の結果、禁止行為が認められた場合は、本人に対してネットの利用の制限または停止を行うことができる。

3 センターは、ネット上に共有情報資源を圧迫するデータを保有する利用者に対して改善を勧告し、これにすみやかに応じない場合は、圧迫データを削除することができる。

「ソーシャルメディア利用のためのガイドライン」

<http://www.nagoya-ku.ac.jp/support/sns/#page1>

「SNS投稿するときに気をつけたいこと！」

<http://www.nagoya-ku.ac.jp/support/sns/#page3>

「リンク集」

<http://www.nagoya-ku.ac.jp/support/sns/#page5>

